

東京理科大学内部質保証方針及び実施体制

2018年12月1日制定

2026年6月9日改正

本学における建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針、長期・中期計画等の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、本方針及び実施体制を定める。

1. 内部質保証の方針

建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針、長期・中期計画等に基づいて、教育研究活動及び大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結びつけることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。(以下「PDCA サイクル」という。)

また、このPDCAサイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性の定期的な検証やステークホルダーの意見を聴取すること等によって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 内部質保証推進に係る実施体制

(1) 組織

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性の担保及びPDCAサイクル機能の適切化の観点から、内部質保証に関する企画、自己点検・評価の実施結果の点検及び調整、改善活動の監理等の機能を有する「内部質保証の推進に責任を負う」組織と、「自己点検・評価の実施を担う」組織とに分けることとする。

①大学質保証推進委員会

学長の下に「大学質保証推進委員会(以下「推進委員会」という。)」を設置し、本方針に基づく内部質保証に関する企画、自己点検・評価の基本方針の策定、改善結果の点検、改善活動の監理及び結果の公表を担い、内部質保証推進に責任を負う組織とする。

推進委員会は内部質保証担当副学長、大学評価又は教育について専門的な知識を有する専任教育職員又は専任事務系職員若干名、外部有識者若干名とする。

②自己点検・評価委員会

学長の下に「自己点検・評価委員会(以下「評価委員会」という。)」を設置し、自己点検・評価を実施し、点検・評価結果及び改善事項の取りまとめを行う組織とする。

評価委員会は評価担当理事、財務担当理事、各部局の長、機構長及び事務総局長から構成する。

③推進委員会及び評価委員会の事務局は、学務部学長事務課大学評価・IR室が担当する。

(2) 手続

- ①学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表及びPDCAサイクルの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。
- ②内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、学長は推進委員会に対し自己点検・評価の基本方針の策定及び自己点検・評価の実施について依頼を行う。推進委員会及び評価委員会の指示に基づいて、各部局は自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書（部局版）として取りまとめ、評価委員会に提出する。
- ③評価委員会は、各部局の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的観点から自己点検・評価を行い、東京理科大学 自己点検・評価報告書を作成の上、改善事項を付した上で推進委員会に報告する。
- ④推進委員会は報告内容を取りまとめた上で検証を行い、学長に対し東京理科大学 自己点検・評価報告書とともに、改善事項については期限を付した上で改善するよう意見を添えて回答する。学長は回答の内容を精査し、改善が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し期限を付した上で、改善活動を行うことを指示する。なお、その際、本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑤推進委員会は学長の指示の下、当該の部局に対し期限を付した上で改善活動を行うこと及びその状況を推進委員会に報告することを指示する。
- ⑥当該の部局は改善指示に対して改善活動を行い、その状況を部局の長から推進委員会に報告する。推進委員会は内部質保証の観点から改善事項の達成状況について検証するとともに、当該年度の自己点検・評価及び改善の結果の総括及び関係報告書等の公表についての意見を添えて学長に報告する。学長は、東京理科大学 自己点検・評価報告書及び公表が必要と判断した情報を本学ホームページ等において公表する。
- ⑦法人に係る内容等、大学の教育研究以外の評価項目における自己点検・評価、及び改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上その都度対応する。
- ⑧PDCAサイクルの適切性を定期的に検証するため、学長は学外の有識者に対して「外部評価」を依頼する。外部評価の詳細については、別に定める。なお、学長は評価の結果を尊重するとともに、遅滞なく推進委員会に報告の上で公表するとともに、PDCAサイクルに改善事項があった場合は、改善指示を行うものとする。

以上